前 障

令和2年12月22日

障害児通所支援事業所 代表者 様

前橋市長 山 本 龍 (公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う在宅でのサービス提供に係る記録について (12月 日時点)

今般の新型コロナウイルス感染症への対応について、ご尽力、ご協力頂き厚くお礼申 し上げます。

さて、令和2年6月30日厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて(その2)」において「新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席希望の場合で、事業所が居宅への訪問、音声通話、Skype その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能」と示されております。つきましては、当該在宅支援について、下記のとおり整理しましたので、ご参考いただき、引き続き柔軟な対応をお願いいたします。

(障害福祉課障害政策係)

記

1. 在宅支援に係る記録について

健康管理や相談支援等の内容を詳細に記録してください。

※別添「(参考様式)在宅支援に係る記録票」をご活用いただいても構いません。

- 2. 在宅支援における具体的なサービス内容の例
 - (1) 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
 - (2) 児童の健康管理
 - (3) 普段の通所ではできない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
 - (4)今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるような支援
 - ※支援は個々の状況に応じ行うものであるため、以下のような支援は報酬の対象と認めませんので、ご注意ください。
 - ・同一の内容をメール等で利用者に送信する。(ただし、同一の内容を送信した場合であったとしても、それに対する保護者からの返事に個別に対応した場合は報酬の対象と認める。)

- ・ 個別にメール等を送った後、保護者から応答がなく、状況の把握を行わないままに している。
- ・単なる欠席連絡(その後の支援については不要と保護者の意向がある場合)

3. 在宅支援を実施する場合の留意事項

以下の点に留意し、個々の利用児童の状況に応じた支援を実施してください。

- (1) 利用児童や家族に丁寧に説明を行いその理解を得ること。
- (2) 家族の支援等により自宅での受入れが可能であるか確認すること。
- (3) 支給決定や個別支援計画の内容も考慮すること。
- (4) 支援における電話連絡等は1日1回以上とし、回数や時間等は個々の状況に応じて行うこと。
- (5) 在宅支援を実施した場合のサービス費については利用者負担となります。(ただし、 感染防止のために学校を出席停止扱いになっている場合等はこの限りではありませ ん。)

4. 加算について

在宅でのサービス提供を実施した場合においても、今般の緊急措置前に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとしてください。ただし、 実績を伴った場合に算定できる「送迎加算」「食事提供加算」等については基本的に算定できません。

5. 支給決定担当への届出

前橋市で支給決定を受ける利用児童在宅支援を実施する場合は、事前に障害福祉課障 害政策係までご連絡をお願いいたします。

また、上記1の記録票にて、提示等を求められた場合には、対応できるよう記録を整備してください。

なお、他市町村により支給決定を受けている利用児童については、他市町村支給決定 担当課の指示に従うようお願いいたします。

6. その他

厚労省通知等については、本市 HP に掲載をしております。併せてご確認くださいますようお願いいたします。

【厚生労働省・群馬県からの通知】

https://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi_tetsuzuki/covid19_info/2/6/23871.html

【前橋市からの通知】

 $\frac{https://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi_tetsuzuki/covid19_info/2/6/24200.ht}{ml}$

【問い合わせ】

前橋市役所障害福祉課

(支給決定について) 生活支援係 027-220-5712 (直通)

(支給決定以外について)障害政策係 027-220-5713 (直通)

ファックス 027-223-8856

メール syougaifukushi@city.maebashi.gunma.jp